

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年 (ワ) 第 32358 号
損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外 248 名
被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2020年7月20日

準備書面 22 (被告ら準備書面 (13) に対する反論)

東京地方裁判所 民事 13 部合 B 係 御中

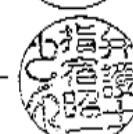
原告ら代理人弁護士 河村 健夫



同 山本 志都



同 指宿 昭一



同 中井 雅人



原告らは、本準備書面で、被告ら準備書面 (13) (原告ら準備書面 15ないし 19 に対する反論などを主な内容とするもの) に対して、必要な限度で反論する (被告らは同準備書面第 5ないし第 9 で原告らの提出した陳述書に対して反論を加えているが、証拠そのものに対してなされた論駁は訴訟において意味がない)。

第1 原告準備書面15に対する反論について

1 1 (1頁)について

被告らの主張は、「アウティング」の対象をあえて曖昧にして、個人原告らが原告解放同盟の同盟員であることや同盟の役員に就任することを明らかにすることと、自らが被差別部落出身者であることやある特定の被差別部落にルーツがあることを公言することとを同一視するものである。

被告らは、個人原告に関して、原告解放同盟の役員という肩書きなどが付された情報がインターネット上に流布していれば、それをもって、個人原告らが被差別部落出身者であることをカミングアウトしたものととらえている。しかし、それは何が明らかにされたのかという対象として全く別ものである。さらにいえば、自ら明らかにすることと、第三者がそのことを事実として広げることとを同様に考えることもできない。

2 2 (2頁)について

原告らは、準備書面15の「第2 プライバシー権と自己に関する情報」において、プライバシー権の本質が自己情報をコントロールする権利であること、情報化社会の進展の中で裁判例もその基本的な考え方を前提として重ねられていること、機微情報については特に配慮が必要とされていること、すでに一定の範囲に公開されている情報についても、「その公開の相手方や開示の方法について自ら選択できる」と考えられるなどの理由から、同意なき公開を違法とする裁判例が複数存在すること（その中には、被告宮部が被告となっている『ネットの電話帳事件』があること）、それらの事実を前提とすると、被告らの行為は、「解放同盟関係人物一覧」についても「全国部落調査」についても、原告らのプライバシー権を侵害するものであることを主張した。被告らは、この主張について、「本件とは無関係な独自の主張を述べているだけ」、「本件とは全く異なる」などとするが、それは、被告らに本件との関係が理解できていないだけである。

被告らは、改正著作権法に関しても、「著作権者の許諾なく既存の出版物の内容をインターネットで検索可能にすることが認められた」などと誤った理解を披瀝している（被告らが証拠として引用する乙138は、文化庁の同法改正に向けた方針に関する新聞記事であり、著作権法の改正内容とはそもそも無関係である）。改正著作権法は、他人の著作物（小説、論文、新聞、写真、美術、音楽、映画、コンピュータプログラム等）を利用する場合（ネットワークでの送信やコピーを含む）、著作権者の許諾が必要であるという原則に若干の権利制限（例外規定）を設けたもので、法律で定める一定の場合は、著作者の権利が制限されるとしたものである。

そもそも、「ネットの電話帳」は著作権者との関係ではなく、掲載された個人との関係でプライバシー侵害が認められるかという論点について判断が示されたものであるから、著作権法の改正によっても判決の規範性には何ら影響がない。

第2 原告準備書面16に対する反論について

1 1について

(1) (2) ア (4頁) について

被告らは、被告宮部が継続的に特定の部落の地名や画像をインターネット上に掲載している『部落探訪』について、「今までなかった成果」を上げているなどと開き直っている。

被告宮部は、『部落探訪』100回目（2018年11月19日投稿）で、以下のとおり、提訴後に、本件訴訟に先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で『全国部落調査』が出版できなくなったので、それに代替するものとして『部落探訪』の掲載を続けていることを自白している。

裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧では

ない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、川口泰司さん等が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。

結局、被告らは、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、特定の部落の名前や所在地や現在の状況などについて公開・拡散しているわけで、その悪質性は甚だしい。

(2) (2) イ (5頁) について

被告らは、「部落差別が血統によるものか土地によるものかは、…『アンケート』で決めるような性質のものではない」と主張している。

しかし、そもそも部落差別の歴史的源泉と現在の差別意識形成の根源とは、全くレベルの違う話であり、血統によるか土地によるかの二者択一ができるようなものでもない。

(3) (2) ウ (6頁) について

被告らは、「電話帳やインターネット上で分かるような住所はプライバシーには該当しない」などと独自の主張を行っているが、先に指摘した裁判例、NTTの電話帳での扱い、報道機関やテレビ番組での住所の取扱い、住民票の交付に関する原則などからみて、成り立ち得ない立論であることは明らかである（準備書面15・19頁参照）。

2 3 (7頁) について

被告らは、被告宮部が原告藤川の住所に本籍の登録を移したことをもって、「誰でも

自分の意志（ママ）で『被差別部落出身者』になれることを証明した」と主張している。

しかし、原告らが繰り返し主張してきたように、被差別部落に対する差別は、系譜的なものを基本としながらも、差別する側の意識に属地的差別の傾向が強まっていることをふまえて、「地名」がメルクマールとされるようになってきた、というものであって、本籍地や住所を移しさえすれば、誰でも「被差別部落出身者」になれるというものではない。被告宮部は、自身の歪んだテーゼを「証明」するために、特定の原告の住所を本籍地として、被差別部落出身者であると称している。本件訴訟においては、被告宮部が被差別部落出身者であるかどうかが全く論点になっておらず、被告らの主張は本件訴訟とは無関係である。

第3 原告準備書面18に対する反論について

1 反論の対象の誤り

被告らは「阿久澤第2意見書」（甲360）を直接反論の対象としているが、原告らは準備書面で主張を行っているのだから、反論は準備書面に対して行うべきであり、被告らは立論の前提をそもそも誤っている。被告らの準備書面（13）第4・1における主張は、訴訟上意味をなさない。

しかし、被告らの主張は、誤った事実認識に基づき、あるいは社会学・歴史学などの専門家によって積み重ねられてきた知見を全く無視して、自説を展開するもので、到底看過することができないので、いくつかの点にしぼって反論を行う。

2 1 (1) (9頁) について

被告らは、阿久澤教授が「本件訴訟の争点を理解していない」などと非難し、阿久澤意見書に書かれていないことまで持ち出して、阿久澤教授への個人攻撃を繰り返している。

しかし、阿久澤教授が第2意見書（甲360）冒頭で述べたのは、「意見書（甲127）

の主旨」であって、「本件訴訟の争点」ではない。

すなわち、阿久澤教授は、意見書（甲127）において、差別とは「する側」の問題であるという観点から、「『全国部落調査』データを拡散したことが、いかに人びとの心理や行動に負の影響を与え、部落差別を助長・誘発するか、という点」を明らかにしたにもかかわらず、被告らが、準備書面（9）で、その主旨には一切触れずに、「差別される側」の定義の問題など従前の自分の主張に固執していることを指摘し、①地名の拡散がソーシャルメディアに親しむ若い年代層の人々に与えられる悪影響（それは被告らの行為によって既に発生している）、②「土地」に対する忌避意識が強まっている現代社会において地名の拡散が特に差別を助長し固定化するものであることの2点を明らかにするために、第2意見書を作成した（甲360・1頁）。そして、阿久澤教授の意見書は、それらの点を明らかにするための証拠であり、本件訴訟の争点を示した主張とは異なる。

被告らは、この構造を全く理解せずに、阿久澤教授の「論理」なるものを勝手に作り出して、「極めて差別的で選民主主義的で卑怯・卑劣な論理」などと口汚く罵倒している。

阿久澤意見書の「差別とは、『する側』の問題であって、『される側』に本質的な理由を求めるべきではない」という記載は、「～だから」という理由で差別が正当化されることはない、ということであり、そのような認識が国際的にも共有されているという指摘もなされている（甲360・2頁）。

差別に関する国際的条約である「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「障害者の権利に関する条約」の全てにおいて、差別とは「人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」とあると定義づけられている。これは、「差別される側」の属性や特徴からではなく、差別によって生じる効果から禁止されなければならぬものであることが、国際社会での共通認識となっているからである。

オーストラリア・ヴィクトリア州の反差別を定めた「機会均等法」（2010年）では、個人の属性・特性（attributes）を理由とした、不利な扱いやハラスメントを禁じ、さら

に保護されるべき属性・特性として、年齢、性別、ジェンダー・アイデンティティ、障がい、キャリア、組合活動への参加など18項目をあげ、同州の機会均等人権委員会は、これらに基づく差別を救済の対象としている。同法では、属性に基づく差別には「その属性・特質を有する、あるいは有していたとみなされた人びとが受ける差別」も含まれること、さらに「これらの属性を持つ人に関わったことを理由に受ける差別」（関連差別）も含まれることが明記されていることも、具体的に指摘されている。

3 1 (2)について

(1) ア (11頁)について

ここで、被告らは、これまでの「原告部落解放同盟が勝手に部落民や部落差別の概念を捏造し、差別を作り出している」(被告ら準備書面(9)・17頁など)という主張に加えて、「部落出身者を特定する手段を作ったのは、原告解放同盟と国・地方公共団体である」(だから、それらは)「差別『する側』である」という主張を行っている。

この主張は、阿久澤意見書(甲127、甲360)の記載とは全く無関係なものである。阿久澤教授は、「近代化や都市化、さらに戦争や自然災害などによって大規模な人の移動が起こると、『ある人』が、封建時代の被差別身分とつながっているかどうかを、第三者が判定するのは困難」となり、「身元調査が属地的な判断に依存せざるをえなくなる」という、「部落の地名」を手がかりに差別が行われるようになっていった、差別する側の現状を指摘した。

これに対して、被告らは、本件で問題にされている自らの行状や、2015年12月から被告示現舎のブログで『部落探訪』を掲載し続けていること(本年6月時点で「探訪」先は180を超えていた)などを棚に上げて、「同和団体の役員や、同和対策で作られた公営住宅の氏名(これは書籍や住宅地図、電話帳、現地調査で調べられる)から近辺の部落に多い名字を特定し、部落の場所をピンポイントで特定する手法が存在する」と主張する。誰がどのような目的のために「特定する手法」を用いているのか、そ

そもそもそのような「手法」が存在するのか、原告らは知りうる立場にないが、それは、差別をしようとする者が、それらの手がかりを駆使して、差別に邁進するものだということを自白しているにすぎない。

被告らは、差別解消目的の施策がそのような「手法」の手がかりとして使われることをもって、「差別を特定する手段を作ったのは、原告解放同盟と国・地方公共団体である」→「同和事業を進めてきた人々は差別『する側』である」と結びつけるが、ここには論理の飛躍があり、そのような「手がかり」を駆使する者を差別「する側」として、正しく措定する阿久澤教授の指摘とはかみ合うはずもない。

(2) イ (12頁) について

被告らは、阿久澤が「結婚相手の住所が部落かどうかを調べようとする事例」について指摘した(甲360・4頁)のに対して、「結婚差別などありえない」「『全国部落調査』と関係しているかどうか、分からない」と主張している。

しかし、阿久澤は、属地的判断によって差別がなされることの事例として、結婚に関連してある地域が被差別部落にあたるのかどうかを問い合わせることが「地名を手がかりにした」差別であることを指摘しているものである。成年であれば婚姻に親の承諾が必要ないが、親を含む親戚から婚姻を強く反対されて翻意を促され、軟禁状態におかれたり、暴力をふるわれたりする事例は現在でも多数存在している。被告らの主張は、結局のところ「法的に結婚できるはずだから結婚差別はない。結婚できないのは当事者の責任である」ということになるが、それは「男女雇用機会均等法があるのだから、労働現場における男女差別はない」「障害者差別解消法で障害者差別は禁止されているのだから、障害者に対する差別はない」というのと実質的に変わらない言い草にすぎない。

(3) ウ (12頁) について

被告らは、出版物で大阪府・大阪市の被差別部落の地名や区域が公表されている、として、「身内が火をつけたのに、それを他人のせいにする」と罵っている。

阿久澤意見書は、2000年の大阪府の実態調査を紹介して、同和地区内住民に対して「同和地区に暮らしていること」による差別があることを指摘し（甲360・4頁）、地名を手がかりに差別が行われていることを明らかにしたものであり、被告らの言い分は全く的外れである。

被告らが引用する出版物はそれぞれ、乙17は、部落解放研究所が、戦後の部落解放運動史をまとめたという観点から、大阪府同和事業促進協議会の創立25周年記念誌を1977年に出版したもの、乙20は、社団法人大阪市人権協会が大阪市同和事業促進協議会の創立50周年を記念して、同協議会を構成する団体などのある地区的概況などを2003年に「記念誌」として発行したものであり、それに地区名の記載はあるが、本件『全国部落調査』とは出版の目的も公開の範囲も全く異なるものであり、比較の対象になりえないことは、これまで指摘してきたとおりである。

（4）カ（13頁）について

被告らは、準備書面（9）2頁において、呉市の山手や大阪市の西成について、「封建時代の身分制度とは無関係であることが明白」と主張しており、これに対して、阿久澤意見書は、「被差別部落が、明治期以降に都市化の中で拡大したり、新たに成立した事例があるからといって、封建時代の身分制度とは無関係というわけではない」と述べ、両地区的歴史を示し、近世の部落との連續性を示した（甲360・6頁）。被告らは、準備書面（13）で、これを何ら証拠も示さずに否定している。

部落解放研究所が企画し、映画監督である是枝裕和氏がプロデューサーを務めて作成されたビデオ『ドキュメント被差別部落 繁栄の時代を支えて』（1992年）は、部落差別の現状とその背景にある社会構造について、広島市呉市を始め、福岡県、京都府、新潟県、大阪府、東京都の各地区を取材して映像化したものである。広島市呉市内

の部落については、映像の説明として、「広島県呉市は1886年軍港となってから、軍隊と共に歩んできた街である。／呉市内には、明治以降に造られた被差別部落がある。この地域の形成は、海軍への牛肉の納入を見込んでと場（が）作られたことに始まる。仕事を求めて県内の部落の人が集まり、そこへ行政が墓地、火葬場、刑務所などを作ることによって、差別意識が醸成されて行った。／1970年代の初め、地域の人びとは解放運動に立ち上がった。墓地を除いて他の施設はすべて撤去された。しかし、仕事保障がなされなかつたために、生活保護所帯が急増し、新たな問題を抱えることになる」（甲376）旨記載されており、「と畜技術を有する人たちが、他地域の被差別部落から移り住んで新たに形成された」歴史を裏付けている。

いずれにしても、本件訴訟において、被差別身分がどの時期にどのように定められこととなったのか、ということを特定する必要はなく（裁判所にそのような判断を期待することもできない）、阿久澤教授の主張は、中世の被差別民衆に対する差別を部分的に引き継ぎ、幕藩体制の下身分制度として整備された被差別身分と系譜的につながる人たちが被差別部落出身者の相当数を占めるという歴史学における通説を前提として、「明治期以降に新たに成立した例外的な部落を取り上げて、被差別部落は封建制度とは無関係と結論づけることはできない」という、当然のことを言っているものにすぎない。

4 1 (3) (15頁)について

(1) 被告の主張

阿久澤教授が、壬申戸籍の一部には旧身分がわかる記載がなされており、1938年によく司法省が「族称欄をすべて略写しない」との通達を出したが、「除籍簿を閲覧すれば抹消した事実自体が見えるので、部落出身かどうかは一目瞭然だった」と述べたのに対して、被告らは「除籍簿で部落出身がわかるなら、それで自分が被差別部落出身であることを証明できるはずだ」という趣旨の主張を行っている（準備書面

(9)・4頁、準備書面(13)・15頁)。

(2)かつての「除籍簿」の記載内容

この点については、「除籍簿」がかつてどのような状況にあったのかを確認する必要がある。

1968年1月5日付『解放新聞第403号』は、壬申戸籍が「差別戸籍」として悪用されている現状を以下のとおり示している(甲377)。

部落解放運動が「差別戸籍」に対する糾弾闘争を行うまでは、当然のように、かつての戸籍はそのまま保存され、活用されてきた。しかるに、闘争の結果、内務省社会局長が「戸籍に於ける賤称抹消に関する件」を各都道府県知事宛に発出した。しかし、この指示は徹底していなかった。

たとえば、1932年(昭和7年)6月、福岡県知事は、①現在の戸籍のみを改装しても問題は除籍簿(現在戸籍の元をなしている壬申戸籍)にあること、②『当該文字を市町村の職権にて抹消することを得』【代理人注・各都道府県知事宛に出された通知に添付されていた司法省民事局通牒の中の文言】と言われたが、これは「賤称を抹消し得るに止まり、右箇所の抹消しあるものは閲覧等の場合一見して賤称ありしものたること判明し其の効甚だ少きを以って之を改製して痕跡を留めざらしむを要す」(賤称を抹消することができる、というだけであって、この箇所を抹消したものは閲覧をすれば一見してかつて賤称があったものであるということがわかり、抹消の効果はとても少ないので、この戸籍を改製して痕跡が内容にすることが必要である)と弁解している。

そのような状況だったので、司法省はさらに同年9月6日付けで「賤称の抹消の痕跡あるものについては、今般更に之を改製せしめたる上原戸籍は裁判所に引継保管せしめることに相成候」という通達を重ねて出さざるをえなかつた。しかし、市町村においては、それが徹底されなかつたため、差別戸籍が敗戦後に

も引き継がれてしまった。

そして、壬申戸籍は、1967年にこれを閲覧して差別の手がかりとして悪用する事例が発覚したため、法務省が1968年3月、閲覧禁止とし、市町村から各地方の法務局に回収し、1970年4月には封印措置がとられた（学術的研究の資料として法務局に保管）。

（3）除籍等適正化事業

除籍簿の上述の問題が指摘されたため、1975年から77年に行われた法務省の同和対策除籍等適正化事業によって、すべての除籍・原戸籍にある旧法上の族称欄は塗抹処理された。

甲378は、いわゆる同和対策事業（地域改善対策事業）の概要と実施状況について、1986年に地域改善対策研究所がまとめたものであるが、法務省の事業として、「除籍等適正化」が掲げられ、「除籍簿等の内、族称の記載のあったものについて市町村が塗抹作業を行うよう地方法務局等を通じて指導がなされ」たことが書かれている（59頁）。1976年には、戸籍法10条が改正され、戸籍の閲覧制度が廃止されている。

よって、本件の原告らが除籍簿を示して被差別部落出身であることを証明することは不可能であり、仮に可能であったとしても、原告らがそのような立証方法をとることはありえない。被告らは、阿久澤教授が過去の除籍簿について述べているのに対して、あえて言いがかりをつけているにすぎない。

なお、上述の措置がとられるまでの間は、古い戸籍や除籍簿を閲覧して身元調査に使うことが広く行われていた。

5 1 (4) (15頁) について

被告は、阿久澤教授が、①2019年6月（甲127作成の1年以上後）部落解放・研

究所の理事に就任したこと、②ヒューライツ大阪（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター）の理事であることの2点を指摘して、原告らの関係者であり中立ではない、と記している。

①については、すでに準備書面18・19～20頁で反論しているので繰り返さない。

②に関する被告らの主張は、ヒューライツ大阪の団体としての活動を曲解しているものである（甲379）。

ヒューライツ大阪は、人権に関わる国内外の情報を収集・発信し、人権啓発を推進する民間団体である。国連人権センター担当官であった故・久保田洋氏が1980年代に「国際的な人権情報センター」の必要性を提唱され、大阪府と大阪市が共同で整備計画を立て、1994年に、大阪府知事から公益法人の認可を得て設立された。

財団への出捐は、大阪府・大阪市をはじめとする府内の全市町村が行ったが、原告部落解放同盟や労働組合等も含まれている。その後、国の公益法人制度改革改革の下で、2012年には、大阪府から認可を受け、一般財団法人に変更した。

ヒューライツ大阪の理事・評議員は、行政官、労働組合、ジャーナリスト、人権問題を専門とする学者及び弁護士などで構成されており、いずれもマイノリティの人権問題に造詣の深い各界の有識者である。阿久澤教授は理事の1人である。意思決定に関する理事9名のうち1名が原告部落解放同盟の中央本部書記長であるが、このことをもって、阿久澤教授が原告の「利害関係者」であるなどという主張は笑止千万である。

なお、代表理事（会長）白石理氏は、元国際連合人権高等弁務官事務所人権担当官、業務執行理事（所長）三輪敦子氏は、元国連女性開発基金アジア太平洋地域バンコク事務所プログラム担当官であり、国連の経済社会理事会の特殊協議資格を有するNGOとして認定を受けている。人的体制からみても、その活動内容からみても、ヒューライツ大阪は、主に国際的な人権情報を収集・提供し、国際人権基準の普及に取り組む民間の人権団体であり、その団体の理事であることをもって、阿久澤教授が本件訴訟に関して中立的ではないなどの批判が当たらないことは当然である。

6 2 (1) (16頁)について

司法的制裁と懲罰的損害賠償制度とは全く異なるものであるが、被告らはその点を理解していない。

7 3 (1) (18頁)について

被告らは、差別者が「被差別者」を対象化するという、差別論の基本を全く理解しようとせず、同じ主張を繰り返している。

差別を糾弾し、あるいは差別を解消するために法的手段を行使する者は、何を根拠に差別者が差別するのかという観点も加味しながら、差別される者の範囲を確定するしかない。

8 3 (4) (22頁)について

被告らは、仮処分決定について軽視する姿勢を明確にした上で、「強引に出版禁止の判決を出しても規範性は皆無である」とし、「原告らの論理がこのまま認められるなら、被告らは判決確定後も趣旨を変えて同様の出版物を出し、再び裁判で争うことを繰り返すしかない」と、確定した判決にも従わないということを前もって明示した。

被告らの反規範的な姿勢は一貫している。これまで述べてきたように、被告らが開き直ってインターネット上において、本件訴訟で問題になっているような差別助長行為を繰り返したことが立法事実となって、部落差別解消推進法が成立し、さらには、2018年12月27日法務省人権擁護局が各地方法務局に対して、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理」と題する依命通知を発出するに至っているのであり、差別を解消するためにどのような行為が行われるべきであるか、差別を助長する効果を有する行為としてどのような行為が違法性を有するのか、について、一定の判断基準はすでに裁判所にとって明らかであるといえる。

第4 原告準備書面19に対する反論(23頁)について

被告らは、部落問題は、L G B T問題やヘイトスピーチ問題とは異なるのに、「全く無関係な他の社会問題に便乗し自らの政治的都合を優先」させていると、原告らを批判する。

しかし、これらの問題は、社会内のマジョリティによるマイノリティの差別という点で共通し、差別意識の醸成や表現による差別助長の効果という点では同様の問題を有する。原告らは、その共通する部分について、必要な限度で、各分野で積み上げられてきた議論を援用しているのであって、被告らの反駁は全く的外れである。

以上

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年 (ワ) 第 32358 号
損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 248 名

被 告 示現舎合同会社 外 2 名

準備書面 23

(被告三品の責任)

並びに被告宮部及び被告三品の被告示現舎の業務執行役員としての責任)

2020年7月20日

東京地方裁判所第13民事部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人



原告らは、被告三品の個人責任並びに被告宮部及び被告三品の被告示現舎の業務執行役員としての責任について、主張を補充する。

第1 被告三品自身の個人責任

被告三品は、被告示現舎の業務執行役員であり、被告宮部とともにウェブサイト「示現舎」「同和地区 Wiki」を運営・管理している者である（訴状4頁）。被告三品が、被告宮部と共同してウェブページ「示現舎」を運営していること、合同会社である被告示現舎に住民票上の住所を置いていること等から、被告三品に「故意又は過失」に基づく原告らへの権利侵害行為があることは明らかである（訴状34頁）。

この点、被告らは、反訴状において、被告三品には「違法行為自体が存在しない」、「何ら落ち度がない」などと反論している（反訴状4頁）。

しかし、①被告三品は、被告宮部と共に合同会社である被告示現舎の業務執行社員を務め、被告示現舎の登記簿上の本店所在地と被告三品の住民票上の住所が一致していることから、被告三品は被告示現舎の事務所として自宅を提供していると推認できる。また、②2010年から2016年にかけて、「同和はタブーではない」（合計3冊）、「同和と在日」（合計7冊）等の被差別部落に関連する書籍（少なくとも12冊）を被告宮部と共に著で被告示現舎から出版している。また、③被告宮部は「鳥取ループ」の名前で、被告示現舎のホームページにおいて、2020年2月8日に「全国部落調査」の予告記事を出し、同年4月18日には、「全国部落調査」の印刷用データを広く頒布する旨の予告

記事を出しているが、被告三品は同ホームページの投稿者であり、同年3月21日、23日、27日、4月22日にも投稿しており（甲380-1、2）、被告三品が被告宮部の予告記事の投稿を見ていないとということはあり得ない。これらのことから、被告三品が被告宮部と共にウェブサイト「示現舎」「同和地区Wiki」を運営・管理していること、もしくは、運営・管理に深くかかわっていることは疑いない。すなわち、被告三品は、被告宮部と共に、ウェブサイト「示現舎」「同和地区Wiki」を運営・管理という行為を行って、原告らに多大な損害を与えているのであるから、被告三品に「違法行為自体が存在しない」、「何ら落ち度がない」等とは到底いえないことは明らかである。

よって、被告三品は、被告三品自身が原告らに対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

第2 被告宮部及び被告三品の被告示現舎業務執行社員としての責任

被告宮部及び被告三品が被告示現舎の業務執行役員としての地位を有し、権利侵害行為について悪意または重大な過失があることは明白であるから、被告宮部及び被告三品が合同会社の役員としての対第三者責任（会社法597条）を負うことは明らかである（訴状34頁）。以下、詳述する。

1 業務執行社員の対第三者責任（会社法597条）の意義

株式会社の取締役の対第三者責任（会社法429条1項）については、①悪意または重過失は第三者に対する加害行為について必要であるとする不法行為特則説と②悪意又は重過失は会社に対する任務懈怠について必要であるとする法定責任説の対立があったが、最高裁判決（最大判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁）は、法定責任説を採用した。よって、現在の判例・裁判実務において、悪意又は重過失は会社に対する任務懈怠について必要なのであり、第三者に対する加害行為について必要がないことは明らかである。

業務執行社員の責任（会社法597条）も取締役の対第三者責任（会社法429条1項）と同じ性質の責任であるから、これと同一の解釈によることになる。

合同会社の業務執行社員は、その善良な管理者の注意をもって、その職務を行う義務を負い（善管注意義務。会社法593条1項）、法令及び定款を遵守し、持分会社のため忠実にその職務を行う義務を負う（忠実義務。会社法593条2項）。業務執行社員がこれらの義務についての任務懈怠があり、任務懈怠について悪意・重過失があれば、第三者への加害行為について任務懈怠がなくても、会社法597条に基づく責任を負うのである。

2 被告宮部及び被告三品には任務懈怠についての悪意ないし重過失がある

こと

被告示現倉は訴状記載の原告らに対する本件権利侵害行為を行って原告らに多大な被害を与えていた。被告宮部及び被告三品は、被告示現倉の業務執行社員として、善良な管理者の注意をもって、被告示現倉がこのような違法行為を行わないようにならなければならなかつたのに、この善管注意義務に違反して、本件権利侵害行為を行つてゐる。また、被告宮部及び被告三品は、被告示現倉の業務執行社員として、法令を遵守し、被告示現倉のため忠実にその職務を行う義務を負つていたのに、本件権利侵害行為を行つて原告らに多大な被害を与え、この忠実義務にも違反している。

被告宮部及び被告三品は、自らが善管注意義務及び忠実義務に違反して本件権利侵害行為を行つてゐることについて認識をしているから、任務懈怠についての悪意があると評価すべきである。この点、被告宮部及び被告三品は、確信犯的に、自らの行為が適法行為であると認識していたと主張するかもしれないが、被告宮部及び被告三品は自らの本件権利侵害行為の社会的意味を理解していたのであるから、その法的評価について被告宮部及び被告三品が独自の見解を有していたとしても、任務懈怠についての悪意があるという評価が変わるものではない。

また、仮に、任務懈怠についての悪意が認定できなかつたとしても、被告

宮部及び被告三品は自らの本件権利侵害行為の社会的意味を認識していたのであるから、わずかな注意さえすればたやすく自らが任務懈怠行為を行っていたことを知ることができたのに、漫然とこれを見過したのであるから、任務懈怠についての重過失があることは明らかである。

3 よって、被告宮部及び被告三品は被告示現倉業務執行社員として、会社法597条に基づき、原告らに対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

以上